



公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
該当無し									

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を  
(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の 商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和4年度志布志港監督船用船	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 九州地方整備局志布志港湾事務所 鹿児島県志布志市志布志町帖6617-182	R4.4.1	南九州観光開発株式会社	9340001015079	一般競争入札	10,493,126	9,800,560	93.4%	
令和4年度志布志港気象海象観測装置保守点検	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 九州地方整備局志布志港湾事務所 鹿児島県志布志市志布志町帖6617-182	R4.4.9	株式会社測研	3290801002130	一般競争入札	4,169,000	4,125,000	98.9%	
令和4年度志布志港標識灯点検業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 九州地方整備局志布志港湾事務所 鹿児島県志布志市志布志町帖6617-182	R4.4.1	株式会社ゼンケイ	6340001002369	一般競争入札	1,601,600	1,601,600	100.0%	
令和4年度志布志港湾事務所庁舎機械警備	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 九州地方整備局志布志港湾事務所 鹿児島県志布志市志布志町帖6617-182	R3.4.1	セコム株式会社	6011001035920	一般競争入札	1,866,590	594,000	31.8%	

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の 商号又は名称及び住所	随意契約による こととした会計法令の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
志布志港若浜地区野積場3,375㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 九州地方整備局志布志港湾事務所 鹿児島県志布志市志布志町帖6617-182	R4.9.20	鹿児島県大隅地域振興局 鹿児島県志布志市志布志町帖6617 -17	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-1のとおり	2,113,090	2,113,090	100.0%	—	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 随 意 契 約 理 由 書

野積場3, 375 m<sup>2</sup>の土地については、令和3年度志布志港（新若浜地区）岸壁ケーソン製作工事（第2次）の作業ヤードとして使用するものである。

ケーソンはケーソン製作用台船において製作するものであるが、ケーソン製作用台船を係留する岸壁背後の陸上に建設資機材の積み卸し、型枠組立組外、コンクリート打設等の作業ヤードを必要とする。また、工事に際しては密な現場監督業務を必要とし、現場への対応を考えた場合、他港でのケーソン製作は得策でない。さらに、ケーソン製作用台船を係留できる岸壁は志布志港内において当該箇所しかなく、その背後地の野積場は鹿児島県が所有している。

よって会計法29条の3第4項に基づき、鹿児島県と随意契約するものである。